基準点から二三八度五六分〇秒
四八九・〇六四メートルの地点　一号
標柱一号から二一〇度二七分三八秒
三五・九六三メートルの地点　二号
標柱二号から二四五度三二分四五秒
一六・四五一メートルの地点　三号
標柱三号から三二六度二八分四七秒
一八・二四四メートルの地点　四号
標柱四号から二七一度八分三〇秒
一八・五二〇メートルの地点　五号
標柱五号から三三五度三二分四四秒
八・六三四メートルの地点　六号
標柱六号から三三度四八分一秒
一〇・三九〇メートルの地点　七号
標柱七号から三五二度四分〇秒
二〇・五九八メートルの地点　八号
標柱八号から二六五度五一分一五秒
一五・九〇七メートルの地点　九号
標柱九号から三一七度九分二九秒
一二・一四九メートルの地点　十号
標柱十号から三八度三〇分三九秒
一六・三二三メートルの地点　十一号
標柱十一号から一度二一分一三秒
一三・七一七メートルの地点　十二号
標柱十二号から一八度三八分三秒
一五・八二四メートルの地点　十三号
標柱十三号から一〇〇度五分一七秒
二四・三一五メートルの地点　十四号

○国土交通省告示第二百二十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
表六甲山腹住吉西
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地
兵庫県神戸市東灘区住吉台
一八七四番二九四

○国土交通省告示第二百二十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　日柳川
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県神戸市灘区篠原字仲山
一〇三九番一　一号から七号まで
一〇三九番八　八号から二十三号まで
兵庫県神戸市灘区篠原伯母野山町二丁目
九九六番二　二十四号から二十九号まで
一〇一四番一三五　三十号から三十四号まで
一〇一四番一二五　三十五号及び三十六号
兵庫県神戸市灘区篠原字竹谷山
一〇〇六番三　三十七号及び三十八号

○気象庁告示第二号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月六日

気象庁長官　西出　則武

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第15501号	電気式湿度計の感部（デジタル型のもの）SHC2－S3	兵庫県神戸市中央区京町77番地の1	神栄テクノロジー株式会社	平成27年1月21日

国会事項

衆議院

質問書提出

二月四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

いわゆる「イスラム国」支配地域に渡航したとされる邦人情報に関する質問主意書（大西健介提出）

請求権に関する再質問主意書（緒方林太郎提出）

ＩＬＯ第八十八号条約の解釈に関する再質問主意書（緒方林太郎提出）

既存の政府見解と閣議決定との関係に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

日本国との平和条約に関する再質問主意書（緒方林太郎提出）

会議

二月五日（木曜日）　午後零時十分　本会議

参議院

質問主意書転送

二月四日次の質問主意書を内閣に転送した。

名護市辺野古における海上保安庁による過剰警備に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第九号）

産科医療補償制度の見直しに関する質問主意書（糸数慶子提出）（第一〇号）

いわゆる支出官レートに関する質問主意書（中西健治提出）（第一一号）

予算における国債費の積算金利に関する質問主意書（中西健治提出）（第一二号）

過激集団「イスラム国」（ＩＳ）による日本人人質事件に関する質問主意書（有田芳生提出）（第一三号）

海外広報活動に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第一四号）

人事異動

法務省

○定年退官

仙台区検察庁副検事針生清は、検察庁法第二十二条の規定により二月三日限り定年退官

防衛省

（システム通信隊群司令部首席幕僚）一等海佐　中野　聡
自衛艦隊司令部指揮通信主任幕僚を命ずる
（北関東防衛局宇都宮防衛事務所長）一等空佐　若槻　俊樹
航空幕僚監部人事教育部厚生課給与室長を命ずる
（第一航空団副司令）同　池田五十二
北部航空方面隊司令部幕僚長を命ずる
（第三輸送航空隊副司令）同　進藤　昭彦
北部航空警戒管制団第四二警戒群司令を命ずる
兼ねて大湊分屯基地司令を命ずる
（教材整備隊司令）同　外杦保　実
中部航空方面隊司令部幕僚長を命ずる
（北部航空警戒管制団第四二警戒群司令兼大湊分屯基地司令）
同　大嶋　基司
第七航空団基地業務群司令を命ずる
（第一三飛行教育団整備補給群司令）同　納富　宏紀
第三輸送航空隊副司令を命ずる
（第七航空団基地業務群司令）
同　江口純一郎
第一航空団副司令を命ずる
（航空幕僚監部人事教育部厚生課給与室長）同　田中　実臣
教材整備隊司令を命ずる
（中部航空方面隊司令部幕僚長）
同　石川　均
航空自衛隊幹部候補生学校副校長を命ずる
（航空自衛隊幹部候補生学校副校長）同　三浦　博安
航空中央業務隊司令を命ずる
兼ねて市ヶ谷基地司令を命ずる
（北部航空方面隊司令部幕僚長）
同　尾瀬佐一郎
航空自衛隊幹部学校業務部長を命ずる
（航空自衛隊第二補給処十条支処調達課長）同　渡邉　融
北関東防衛局宇都宮防衛事務所長を命ずる（以上一月十五日）